

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和2年 6月10日

和歌山県知事 殿

提出者

住所 大阪市中央区本町3-5-7
氏名 清水建設株式会社 関西支店
取締役副社長 支店長 池田 耕二
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 06-6263-2846

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	清水建設株式会社 関西支店 和歌山営業所 (主な事業所 湯浅御坊道路川辺工事)
事業場の所在地	和歌山市三木町中ノ丁15番地和歌山フコク生命ビル3階 (主な事業所 和歌山県日高郡日高川町中津川1357-2)
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	完成工事高 9,445,711,474円
③ 従業員数	19名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事 がれき類(コンクリート塊)→再生処理業者に委託し、再生砕石として再資源化 木くず→再生処理業者に委託し、チップ(合材用、燃料用)として再資源化 ・道路建設工事(舗装工事) がれき類(アスファルト・コンクリート塊) →再生処理業者に委託し再生骨材として再資源化 ・杭工事他 建設汚泥→再生処理業者に委託し、処理土として再資源化

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙による。			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙による。	
	排出量	同上	t
	(これまでに実施した取組) ・工法の改善 ・実寸発注の実施		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙による。	
	排出量	同上	t
	(今後実施する予定の取組) 上記に加え、下記の取り組みを実施予定 ・梱包材の簡素化 ・ユニット化持込 ・維持修繕しやすい構造、部材等の採用 ・リサイクル率の高い業者の選定 ・分別のさらなる徹底 ・部材PC化の推進		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 木くず・金属くず・ガラス陶磁器類・廃石膏ボード・廃プラスチック・コンクリートがら・がれき類・アスファルトコンクリート類		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ガラス陶磁器類・廃プラスチックについては、処分業者と相談して、さらに有効な細分化をして分別する予定		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
① 現状	【前年度（令和元年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	
	(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	
	(今後実施する予定の取組)			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
① 現状	【前年度（令和元年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	別紙による。		
	全処理委託量	同上	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	同上	t	t
	再生利用業者への処理委託量	同上	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	同上	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	同上	t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 再資源化率の高い事業者を選定している。 			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙による。	
	全処理委託量	同上	t
	優良認定処理業者への処理委託量	同上	t
	再生利用業者への処理委託量	同上	t
	認定熱回収業者への処理委託量	同上	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	同上	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ・各業者に対して優良認定を取得するよう指導する。 ・電子マニフェストの導入を進めるため、電子マニフェスト対応可能な処理業者から選定する。 ・リサイクル率の高い処理業者から選定する。 ・再生利用、熱回収が可能である廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理委託する。 ・委託先処理業者には、定期的に現地確認を実施する。 		
※事務処理欄			

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図



